

令和7年監査公表第5号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年7月25日

半田市監査委員 西 川 承

半田市監査委員 小 出 義 一

住民監査請求監査結果

令和7年5月26日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（5枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和7年5月26日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和7年5月26日付け、「住民監査請求書（5枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。陳述を求めます。

第1. 請求の趣旨

弁護士矢崎信也は、半田市の顧問弁護士であり、半田市長との間で顧問弁護士委嘱契約を交し、年間996千円を半田市から受取っています。

ところが弁護士矢崎信也は、半田市の顧問弁護士の立場で、非違職務を行い、本来の顧問弁護士としての職務を果していません。

その状況は、次頁の請求の理由に記述している通りです。

従って、弁護士矢崎信也に半田市が支払った顧問料1年分の996千円を市側の顧問弁護士委嘱契約者である半田市長は半田市に返納して、弁償するよう求めます。

（なお、弁護士矢崎信也は、現在も半田市の顧問弁護士の立場にある（令和7年4月1日に契約を行った。）としています。）

＊「住民監査請求書（5枚）」の内、「第2．請求の理由」、「第3．提出する書証（書証1．～書証3．）」については、記載を省略している。

第2 請求書の補正

請求書について、住民監査請求の要件を具備しているかを判断するにあたって、「監査の対象が、令和7年度分の支払いか令和6年度分の支払いか」不明なため、令和7年6月5日付け文書により請求人に対して補正を求めたところ、同月6日に請求人から「監査対象は、地方自治法第242条2項の規定により、令和6年5月27日～令和7年5月26日までの1年間分です。」とする補正書が提出された。

第3 請求の要件審査

令和7年5月26日に提出された住民監査請求書（5枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、6月10日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第4 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和7年6月18日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■ ■■■

また、令和7年6月17日、「令和7年5月26日付け、住民監査請求書（5枚）」に関する証拠提出及び陳述について（提出）2枚」の提出があり、これを受理した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（5枚）」の「請求の趣旨」欄には、「弁護士矢崎信也に半田市が支払った顧問料1年分の996千円を市側の顧問弁護士委嘱契約者である半田市長は半田市に返納して、弁償するよう求めます。」と記載されている。

したがって、顧問弁護士委嘱契約に基づく委託料の支出（支出負担行為、支出命令及び支出）について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

第5 監査の結果

監査の対象事項に関して、監査対象部局である総務部総務課長からの聴取により、

次のとおり、事実関係を認めた。

1 顧問弁護士との契約について

半田市において業務上生ずる民事事件、刑事事件その他一切の法律問題についての法的解釈、法的根拠等の相談に対応するため、年度ごとに顧問弁護士委嘱契約を締結している。

2 顧問弁護士の必要性について

- (1) 問題発生時に、優先的かつ迅速に相談に応じていただくことで、法的リスクの早期発見、早期解決をはかることができる。
- (2) 行政に固有な事件や法的な課題の整理等に精通しており、半田市の実情をふまえたうえでの的確な助言をいただける。
- (3) 相談件数の上限や類似する相談の制限は設けていないため、個別性、具体性に応じてきめ細やかな対応が可能で、法的リスクの精査が可能となる。
- (4) 相談事案が訴訟事件に発展した場合に、経過に精通した弁護士が、円滑に訴訟対応にあたることが可能となる。

3 矢崎信也弁護士について

矢崎信也弁護士は、平成 14 年度から現在に至るまで半田市の顧問弁護士を務めているため、過去の事案や地域の実情にも通じている弁護士である。これまでも的確かつ円滑な対応に尽力していることから、半田市は、行政運営に伴う法的問題の解消にかかる貢献度は高い弁護士であると認識している。

4 顧問弁護士委託料について

現在の委託料は、近隣市町と同程度の金額であり、近隣市町と比べて相談件数が多い実態を考えれば、妥当な金額といえる。

5 令和 6 年度及び令和 7 年度の顧問弁護士への委託料の支出について

令和 6 年度の支出は次のとおりである。

支出負担行為日 令和 6 年 4 月 1 日

支出命令日 令和 6 年 4 月 24 日

支出日 令和 6 年 5 月 20 日

令和 7 年度の支出は次のとおりである。

支出負担行為日 令和 7 年 4 月 1 日

支出命令日 令和 7 年 4 月 9 日

支出日 令和 7 年 4 月 28 日

第 6 監査委員の判断

- 1 本請求は、当該支出が法第 242 条第 1 項の違法若しくは不当な公金の支出にあたるものであるが、同条第 2 項により当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、監査請求をすることができない。

請求人は、監査の対象を補正書により「令和 6 年 5 月 27 日～令和 7 年 5 月 26 日までの 1 年間分です」としているところ、令和 6 年度分の顧問弁護士への委託料の支出について、当該行為のあった日は、顧問弁護士への委託料の支出負担行為日の令和 6

年4月1日、支出命令日の令和6年4月24日、支出日の令和6年5月20日を指す。

本件監査請求がなされた令和7年5月26日においては、上記のとおり当該行為があった日からすでに1年以上を経過しているため、監査請求の要件を具備していない請求であると判断し、請求を却下するのが相当である。

2 令和7年度分の顧問弁護士への委託料の支出について実質的な審査を行うこととする。

- (1) 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条第1項では、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」と規定されている。
- (2) 行政が各種法令に基づき事務を行う以上、諸課題の法的な整理を確実に行う必要がある。行政サービスに係る各種法令も複雑化しているため、弁護士からの法的な助言は行政にとって必要不可欠である。そのため、半田市では、各課において業務上生ずる民事事件、刑事事件その他一切の法律問題についての法的解釈、法的根拠等の相談に対応するため、顧問弁護士との間で顧問弁護士委嘱契約を締結している。
- (3) 請求人は、「弁護士矢崎信也は、半田市の顧問弁護士の立場で、非違職務を行い、本来の顧問弁護士としての職務を果していません。」と述べているが、当該弁護士は、その使命を自覚し、顧問弁護士として半田市に関する行政運営上の法律問題等の相談に適切に応じ、問題解決を図っており、本来の職務を果していないといった事実とは認められない。

それゆえ、顧問弁護士委託料の支出が違法・不当になるものではない。

- (4) また、顧問弁護士委託料は社会的に相当な金額であり、その支出は適正な財務会計上の手続に則り行われている。
- (5) したがって、矢崎信也弁護士に対する令和7年度分の顧問弁護士委託料の支出が「違法又は不当な公金の支出」であるとは認められない。

第7 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求については、令和6年度分の顧問弁護士への委託料として令和6年5月20日に支出した公金についての請求を却下し、令和7年度分の顧問弁護士への委託料として支出した公金について請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして棄却する。

以上